

学校法人宣真学園における役員等の報酬等の支給の基準

(目的)

第1条 この規程は、学校法人 宣真学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第51条の規定に基づき、役員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、理事・監事及び評議員をいう。
- (2) 報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員等として職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員等の報酬等には、職員の給与規程に基づくものを含まない。
- (3) 費用とは、役員等としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、報酬等を支給しない。

(費用)

第4条 役員等が職務の執行に当たって旅費を要する場合は、その実費を支給する。

- 2 役員等が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(費用の支給方法)

第5条 役員等に対する費用の支給の時期は、役員会の開催日とする。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則

- 1 この規程は、令和2年4月1日より施行する。
- 2 この規程は、令和7年4月1日より施行する。